

新潟市秋葉区農業委員会 11 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 11 月 30 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (13 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一

4 欠席委員

10 番	笠原 綱生
15 番	大竹 玲子
16 番	柏木 宏

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

5 番	阿部 信行
6 番	高橋 昇

第 2 議事

議案第 23 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 24 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 25 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	真柄 和朗
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長
(佐藤局長)

お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成30年度11月定例総会を開会いたします。
それでは、小倉会長からご挨拶をいただきます。

会長

<挨拶>

事務局長

ありがとうございました。
それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。
なお、本日は10番笠原委員、15番大竹委員、16番柏木委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。
それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(小倉会長)

それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議がありませんので5番・阿部委員、6番・高橋委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第23号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明

をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 23 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

1 ページは利用権設定の新規、新津地区 3 件、筆数 4 筆、面積 6,397 m² であります。

2 ページは売買、小須戸地区が 4 件、筆数 7 筆、面積 9,408 m² であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

3 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は平成 30 年 12 月 14 日となります。

4 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(阿部委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 23 号は原案どおり決定しました。
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは次に移ります。

議案第 24 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(真柄主査)

それでは、議案書 5 ページ 1 番をご覧ください。

議案第 24 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。

貸付人、A 氏、

借受人、株式会社 B 代表取締役 C 氏、

岡田地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

転用申請面積は、休耕田 2 筆、約 6 アールです。

本件は、賃貸借権設定による一時転用許可申請です。

転用目的は、県発注の下水道工事に際し、工事期間中の仮設現場事務所設置場所として申請するものです。

申請地は第 1 種農地に該当し原則許可できませんが、一時転用ということから許可相当と判断できるものです。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

平成 30 年 11 月 27 日に開催されました農地部会における、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件の調査内容について報告します。

本件の借受人の株式会社株式会社 B 代表取締役 C 氏の代理人 D 氏 および E 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、県発注の下水道工事に際し、工事期間中の仮設現場事務所として申請したとのことでした。

一時転用に関する指導のほか、申請地は通学路に面しているため、十分留意するようにと注意喚起を行い、申請者もこれを承諾しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 24 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の議案第 25 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(真柄主査)

議案第 25 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。

追加議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

F 氏、G 氏より親子間の使用貸借権設定の許可申請を受け付けました。申請面積は、田 33 筆、約 4.7ha、畑 8 筆、約 10a、合計約 4.8ha です。申請地は農用地区域内農地や市街化区域などを含んでいます。

設定期間は平成 30 年 12 月 1 日から平成 40 年 11 月 30 日までの 10 年間で、農業者年金の関係から使用貸借権の設定を行うものです。

また、本件は同居家族への使用貸借権設定につき、部会省略案件です。次に 2 番をご覧ください。

譲渡人 H 氏、

譲受人 I 氏より、贈与による所有権移転の許可申請を受け付けました。梅ノ木地区の案件です。

申請面積は、田 3 筆、約 36 アール、畑 1 筆 約 1 アール、計 37 アールです。

譲渡人と譲受人は兄弟で、昭和 41 年に相続により申請地を共同所有しました。このたび、耕作している譲受人に所有権を一本化するものです。

譲受人は妻及び子による経営を行っており、水稻を主体として合計

1.9ha 栽培しております。

また、申請地は農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件は農地部会に付されました。

なお、本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案、農地法第3条許可申請に関する意見決定1件の調査内容について報告します。

では、追加議案書1ページ2番の案件です。

本件の申請人のI氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は相続により共有名義であったが、申請人自身が高齢になってきており、今後の相続などのことを考え、耕作者である申請人の名義にすることになったとのことでした。

地元委員からも、申請者は当該農地の耕作を丁寧に行っており、権利を整理することについて賛成である、との意見がありました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可担当として意見決定することに賛成の方の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、追加議案第 25 号は許可担当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 4 条転用届出に関する受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 6 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、

賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

記載のとおり 7 件受理いたしました。

(真柄主査)

続きまして 8 ページをご覧ください。

報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 3 件回答いたしました。

次に 9 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届書の受理についてです。

記載内容のとおり 6 件受理いたしました。

次に 11 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 4 条転用届出に関する受理についてです。

記載のとおり 2 件受理いたしました。

最後に 12 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。

記載のとおり 7 件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成 30 年度 11 月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小倉 栄造

署名委員 阿部 信行

署名委員 高橋 昇